アステラス健康保険組合　御中

健康保険任意継続被保険者　資格取得申請書

健保受付印

退職（資格喪失）時の被保険者等記号-番号		―	資格喪失日	R　年　月　日 退職日の翌日を記入
被保険者	ﾌﾘｶﾞﾅ		生年月日	S･H　年　月　日
	氏　名			
	住　所 退職後の住所を記入	〒 電話:　　携帯電話:		
		※退職後に転居する場合	転居予定日:　年　月　日	
退職（資格喪失）時に在籍していた会社名称			資格喪失時標準報酬月額	不明の場合記入不要 千円
「給付金」振込先口座（保険料の自動引き落とし口座ではありません）		銀行･信託銀行 信用金庫･信用組合	支店	
		普通預金　・　当座預金	口座番号	
保険料納付方法（希望する欄に〇） ※振込手数料は自己負担 ※加入後の変更は不可		一括払い	半年払い	毎月払い
		割引あり		割引なし

被扶養者	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏　名	性別	続柄	生年月日
				S･H･R　年　月　日
				S･H･R　年　月　日
				S･H･R　年　月　日
				S･H･R　年　月　日

注意事項の確認と署名

①保険料納付方法

保険料は<u>口座引き落としではありません。</u>
後日お渡しする納付書をご確認の上、各納付書に記載の納付期限までに金融機関にてお振込み下さい。
納付期限を1日でも経過すると、被保険者資格を失い（喪失）、復活することはできません。
くれぐれもご注意下さい。 <u>※納付書送付時に添付する案内文も必ずご確認下さい。</u>

②旧保険証の返納

退職日の翌日以降は「旧被保険者証」を使用できませんので、ACC宛にすみやかに返納して下さい。

③再就職などで「他の健康保険　被保険者資格」を取得した場合

<u>当健保組合の資格喪失、保険証の返納、保険料の還付手続きが必要</u>です。
すみやかに当健保組合へご連絡下さい。

④任意の申出によりやめる事が出来ます（R4.1.1～法改正により）

申し出が受理された日の翌月1日に資格を喪失する事になります。
保険証の返納、保険料の還付手続きが必要です。

上記の内容を理解した上で、任意継続被保険者　資格取得申請を行います。

令和　　年　　月　　日　　申請者氏名

以下、健保記入欄

任継　記号-番号	180　－
資格取得年月日	年　月　日

常務理事	事務長	担当